

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、鍋島本村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成30年6月8日

佐賀県知事 山口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	立川 克己	佐賀市鍋島六丁目10番10号	平成30年3月31日 退任
〃	原口 忠之	〃 鍋島町大字鍋島1791番地	〃
〃	横尾 春好	〃 〃 〃 1364番地	〃
〃	荒巻 實夫	〃 〃 〃 674番地	〃
〃	雪竹 史郎	〃 〃 〃 1398番地	〃
監事	井手 治之	〃 〃 〃 683番地	〃
〃	古川 善己	〃 鍋島二丁目15番2号	〃
理事	立川 克己	〃 鍋島六丁目10番10号	平成30年4月1日 就任
〃	原口 忠之	〃 鍋島町大字鍋島1791番地	〃
〃	横尾 春好	〃 〃 〃 1364番地	〃
〃	雪竹 史郎	〃 〃 〃 1398番地	〃
〃	今泉 満	〃 唐人一丁目3番1号	〃
監事	井手 治之	〃 鍋島町大字鍋島683番地	〃
〃	古川 善己	〃 鍋島二丁目15番2号	〃